

総務委員会資料

2 所管事務の調査（報告）

- (1) 特定業務委託契約の作業報酬下限額を定めるに当たって勘案する額の見直し（パブリックコメントの実施）について

資料1 特定業務委託契約の作業報酬下限額を定めるに当たって勘案する額の見直し（パブリックコメントの実施）について

資料2 川崎市契約条例の一部改正について

参考資料 川崎市契約条例（抜粋）

平成27年11月19日

財 政 局

1 公契約制度の概要

(1) 制度の趣旨

公共工事等に従事する労働者の適正な労働条件の確保を図ることを制度の趣旨としております。

(2) 制度内容

公共工事等に従事する労働者に支払われるべき作業報酬の下限の額を定め、これを下回る作業報酬の支払いが行われないようにするものです。

(3) 制度開始時期

平成23年4月から実施

(4) 対象の範囲(契約条例第7条第1項)

ア 工事 予定価格(税込)6億円以上の工事請負契約(※1)

イ 委託 予定価格(税込)1千万円以上の業務委託契約(※2)のうち、契約規則で定める業種(6業種)及び指定管理者との協定(※3)

警備(機械警備を除く)・建物清掃・屋外清掃・施設維持管理
データ入力・給食調理業務(※4)

- ※1 公契約制度対象の工事請負契約を「特定工事請負契約」といいます。
- ※2 公契約制度対象の業務委託契約を「特定業務委託契約」といいます。
- ※3 金額にかかわらず全ての協定が対象
- ※4 平成28年4月1日以降の契約案件から適用

(5) 作業報酬下限額を定めるに当たって勘案する額(契約条例第7条第2項)

作業報酬下限額を定めるに当たっては、次に掲げる額その他の事情を勘案し定めることとしています。

①特定工事請負契約: 本市が工事費の積算に用いる公共工事設計労務単価

②特定業務委託契約: 厚生労働大臣が定める生活保護基準で川崎市に適用される額

(6) 作業報酬下限額決定の流れ(契約条例第7条第3項)

作業報酬審議会への意見を聴き、その意見を踏まえた上で、市において作業報酬下限額を決定しています。

2 特定業務委託作業報酬下限額を定めるに当たって勘案する額の見直しについて

(1) 公契約制度検討当時の最低賃金・生活保護基準の状況

公契約制度の検討当時においては、全国的に、また、川崎市においても最低賃金で働くよりも生活保護を受給した方が収入が多い、いわゆる逆転現象がありました。(表1参照)

本市としては、この状況に対応するため、作業報酬下限額を設定する際に勘案する額として、生活保護基準を採用した経緯があります。

(2) 公契約制度導入後の「生活保護基準」の動向

全国的な状況として、生活保護の被保護者数は、平成23年7月に過去最高を更新し、その後も増加傾向にあり、生活保護費も増加傾向にあります。

厚生労働省は、平成25年以降、生活扶助や住宅扶助費などを抑制する方向で見直しを図っています。

(3) 公契約制度導入後の「最低賃金」の動向

神奈川県に適用される最低賃金は年々上昇しており、平成25年以降は、毎年18円~19円上昇しています。(表1参照)

(4) 生活保護基準を基に算出した時間給と最低賃金との比較(平成22年~)

平成27年10月の神奈川県地域別最低賃金の改定により、川崎市に適用される生活保護基準により算出した時間給と神奈川県地域別最低賃金の逆転現象が解消されました。(表1)

年	22	23	24	25	26	27
生保基準で算出した額 (川崎市に適用される基準による) (時給換算 円)	893	899	911	897	900	889
神奈川県最低賃金 (地域別最低賃金 円)	818	836	849	868	887	905

逆転現象
解消

(表2)

年度	23	24	25	26	27	28
作業報酬下限額(円)	893	899	907	907	910	928

(5) 見直しの考え方

川崎市において、生活保護基準と最低賃金の逆転現象が解消され、また、川崎市作業報酬審議会からも、最低賃金を基準として、見直しを検討するよう意見があったことから、作業報酬下限額を定めるに当たって勘案する額を、生活保護基準から最低賃金へ見直す方向で考えています。

3 今後のスケジュール

- (1)パブリックコメント 平成27年11月20日(金)~平成27年12月21日(月)
- (2)議会上程 平成28年第1回議会に上程予定

川崎市契約条例の一部改正について

1 意見の募集

本市では、現在、公契約制度（市で定めた賃金の下限の額（以下、「作業報酬下限額」という。）以上の支払いを契約事項に盛り込むもの）を実施しておりますが、当該制度対象の業務委託（以下、「特定業務委託契約」という。）について、**作業報酬下限額を定めるに当たって勘案する額（本市に適用される生活保護基準）の見直しを検討しております。（川崎市契約条例第7条第2項第2号）**

については、見直しに当たっての本市の考え方について、市民の皆様の御意見をうかがうものです。

(1) 募集期間 平成27年11月20日（金）～平成27年12月21日（月）まで

(2) 閲覧場所 川崎市ホームページ、各区役所（市政資料コーナー）
情報プラザ（第3庁舎2階）
川崎市財政局資産管理部契約課（明治安田生命ビル13階）

(3) 提出方法 次のいずれかの方法により、住所・氏名（法人又は団体の場合は、名称及び代表者氏名）、連絡先（電話番号又はメールアドレス）を明記の上、御意見をお寄せください。

ア 電子メール：川崎市ホームページの「意見公募（パブリックコメント）」のページにアクセスし、ホームページ上の案内にしたがって専用フォームを御利用ください。

イ 郵送・FAX：下記提出先・問合せ先に郵送（送付）又は御持参ください。
持参 ※郵送の場合は、締切日当日の消印有効

ウ 提出先等：川崎市財政局資産管理部契約課
住所 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
電話 044-200-3695
FAX 044-200-9901

【注意事項】

- 御意見に対する個別回答はいたしませんので、御了承ください。
- 電話や口頭での御意見の提出は、御遠慮願います。
- 記載いただきました個人情報については、提出された御意見を確認する場合に利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理します。
- 御意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。

2 公契約制度の目的・制度概要

(1) 目的・制度内容

公共工事等に従事する労働者の適正な労働条件の確保を図ることを目的とし、労働者に支払われるべき作業報酬の下限の額を定め、これを下回る作業報酬の支払いが行われないようにするものです。

(2) 対象範囲(契約条例第7条第1項及び契約規則第67条)

- | | |
|------------|--|
| ① 特定工事請負契約 | 予定価格（税込）6億円以上の工事請負契約 |
| ② 特定業務委託契約 | 予定価格（税込）1千万円以上の業務委託契約のうち
契約規則で定める6業種及び指定管理者との協定
警備（機械警備を除く）・建物清掃・屋外清掃
施設維持管理・データ入力・給食調理業務 |

※ 公契約制度対象の工事請負契約を「特定工事請負契約」といいます。

※ 公契約制度対象の業務委託契約を「特定業務委託契約」といいます。

※ 給食調理業務は、平成28年4月1日以降の契約案件から適用

(3) 作業報酬下限額を定めるに当たって勘案する額(契約条例第7条第2項第1・2号)

特定工事請負契約・・・川崎市で定める公共工事設計労務単価

特定業務委託契約・・・川崎市で適用する生活保護基準（今回の見直し対象）

3 特定業務委託契約の作業報酬下限額を定めるに当たって勘案する額の見直しの基本的な考え方について

特定業務委託契約の作業報酬下限額を定めるに当たって勘案する額については、制度導入（検討）時において、神奈川県で適用される最低賃金よりも川崎市に適用される生活保護基準で算出した額（時給換算）が高かった（以下、「逆転現象」という。）こともあり、生活保護基準をベースに特定業務委託契約の作業報酬下限額を定めておりました。（川崎市契約条例第7条第2項第2号）

しかし、この逆転現象が平成27年10月に解消されたことから、今後は、最低賃金法により定められた、**神奈川県で適用される最低賃金の額**を勘案する額として定めていこうと考えています。

なお、作業報酬下限額を定めるに当たっては、契約条例第7条第2項第1・2号の額その他の事情を勘案し定めることとしております。（契約条例第7条第2項）

4 契約条例の一部改正について

この見直しに伴い、契約条例第7条第2項第2号を改正する予定です。

川崎市契約条例（抜粋）

（作業報酬下限額）

第7条

市長は、毎年、次の各号に掲げる契約の種類ごとに当該各号に定める者（以下「対象労働者」という。）に対して支払われるべき1時間当たりの作業報酬（賃金又は請負代金のうち規則及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程（以下「規則等」という。）で定めるものをいう。以下同じ。）の下限の額（以下「作業報酬下限額」という。）を定めるものとする。

（1） 予定価格600,000,000円以上の工事の請負契約（以下「特定工事請負契約」という。） 次に掲げる者であって市が工事費の積算に用いる公共工事設計労務単価に掲げる職種に係る作業に従事するもの

ア 労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。以下同じ。）であって特定工事請負契約に係る作業に従事するもの

イ 自らが提供する労務の対償を得るために請負契約により特定工事請負契約に係る作業に従事する者

（2） 予定価格10,000,000円以上の業務の委託に関する契約のうち規則等で定めるもの又は地方自治法第244条の2第3項の規定により市の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）と締結する公の施設の管理に関する協定（以下「特定業務委託契約」という。） 労働者であって特定業務委託契約に係る作業に従事するもの

2 作業報酬下限額は、次の各号に掲げる契約の種類ごとに当該各号に定める額その他の事情を勘案して定めるものとする。

（1） 特定工事請負契約 市が工事費の積算に用いる公共工事設計労務単価において職種ごとの単価として定められた金額

（2） 特定業務委託契約 生活保護法（昭和25年法律第144号）第8条第1項に規定する厚生労働大臣の定める基準において本市に適用される額

3 市長は、作業報酬下限額を定めようとするときは、川崎市作業報酬審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、作業報酬下限額を定めたときは、これを告示するものとする。